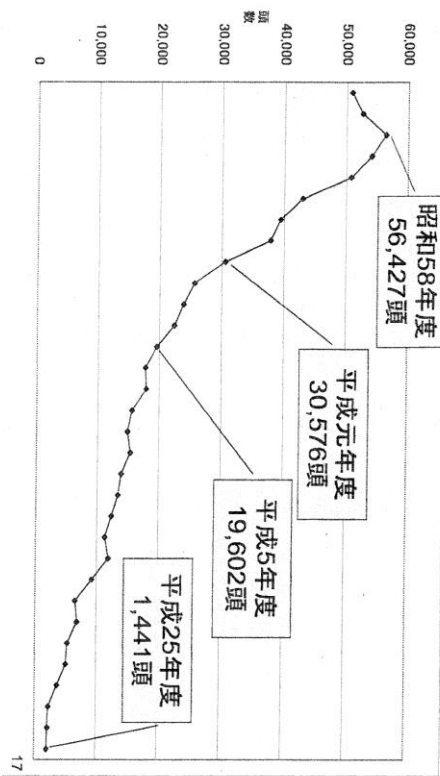
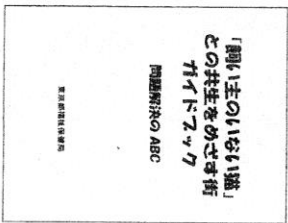


殺処分数の推移 (昭和56～平成25年度)

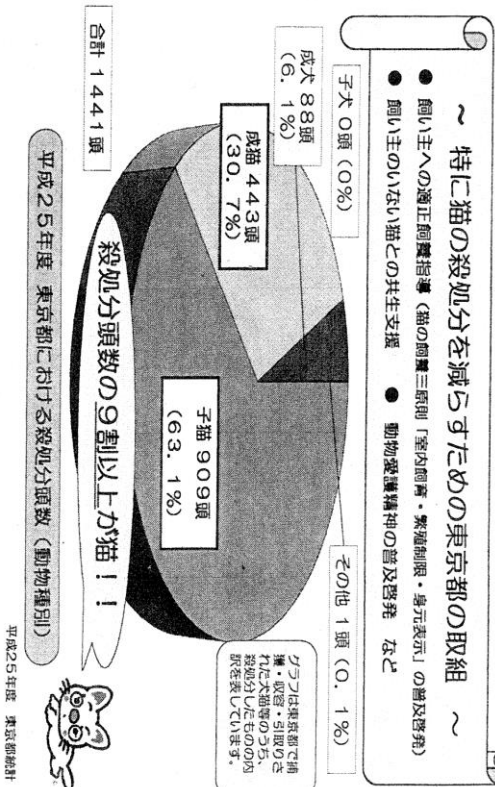


東京都の猫対策

- 猫の飼養三原則の普及啓発
 - 屋内飼養、不妊去勢、身元表示
- 飼い主のいない猫との共生モデルプラン
 - 平成13～15年度、20箇所モデル地域で実施
 - 講習会への講師派遣と不妊去勢手術の実施等
- ガイドラインの作成と共生支援事業の実施
- 区市町村包括補助事業(H19年度から)
 - 区市町村の飼い主のいない猫対策への補助等



殺処分頭数を減らすために



飼い主のいない猫との共生支援事業



立川市地域猫登録団体連絡会について

1. 沿革

活動開始当初は、講演会開催、また有志のグループによる地域猫活動であったが、テレビ、新聞などのマスコミに活動が紹介されるとともに補助金制度がスタートし現在に至る。

連絡会は、行政主導にて年2回開催されていたが、数年前より運営委員会を設置し、全体会合での討議・検討事項などを相互に確認しながら進行している。

2. 連絡会について

- 1) 全体会合は、偶数月に開催している。
- 2) 運営委員会は、市役所の担当職員同席のもと適宜開催し、各種行事参加や開催などについて、企画・立案、検討・協議をしている。
- 3) 原則、年2回、立川市自治会連合会、立川市社会福祉協議会など、市内関係団体との会合の機会を設け、直面する問題、将来発生し得る課題について協議・検討している。

今年度は、地域猫連絡会、立川市防災課、立川市自治会連合会、立川市社会福祉協議会、東京都動物愛護相談センター・多摩支所の合同にて、災害時対応、高齢者世帯におけるペット問題、地域猫の取り組みなどを討議した。

3. 活動について

- 1) 動物愛護に特化せず、地域にあるいくつかの問題の一つとして位置づけ、基本的には、環境対策の一環の前提で解決・解消を図る。
また、トラブル・苦情については、地域住民との大切な接点であり、活動のスタート地点と踏まえ、様々な角度からこのチャンスを活かすべく、行政・活動団体・市民団体が一体となり、相手の身になってともに考える姿勢で臨む。
- 2) 上記に伴い、地域猫活動に関する認識・理解を徐々に定着させている。
地域で生活する方々を置き忘れたままの活動では、却って、猫にも人にも不幸な対立・反発を招く結果となり、猫を挟んだトラブルにエスカレートするケースも多々見受けられるため活動・愛護の押し付けはしない。
- 3) この数年、不妊・去勢活動の必要性が定着・浸透しつつあり、行政(環境対策課)が介入する場合でも、トラブル発生地域での活動団体の立ち上げを促進しやすくなっている。
- 4) 活動団体の立ち上げについては、その要件が緩和され、立ち上げ・取り組みやすくなっており、フォローも万全とするべく努力をしている。

4. その他について

- 1) 市内行事には、積極的に参加し、大・小規模にかかわらず、活動の啓発や周知活動に努める。
- 2) 来年度、国営昭和記念公園にて、総合防災訓練が実施されるため連絡会も参加検討中である。

立川市地域猫登録団体連絡会へのご報告とご提案

2014年12月10日(水)

立川市社会福祉協議会 市民活動センターたちかわ ○○
地域福祉コーディネーター (○○・○○町担当○○)

1 市民活動センターたちかわ・地域福祉コーディネーターの活動

①防災の取り組み

防災課主催の「防災モデル地区推進事業」への参画

自治会やマンション管理組合向けに各種防災講座

子育てサークル向けに「子どもがいる家庭向け防災講座」

「災害時要援護者（災害時避難行動要援護者）」登録者(高齢者が多い)の訪問活動

★ペットがいる家庭向け防災講座（添付資料）

★「避難所運営委員会」の立ち上げ支援



②高齢者のペット問題（犬・猫・鳥）

★包括支援センターや、ケアマネージャーからのご相談に対応。

「ペットがいるので入院できない」「救急車で運ばれたが、家に小鳥が残されている」

「病気になったからもう飼えない」



③飼い主のいない猫問題

新しい飼い主探し・・・これは従前どおり。

啓発活動・・・高校の授業のメニューに「公衆衛生」を提案。ご協力有難うございました。



2 問題の原因

・「ペット(動物)との共生観」「動物の尊厳」・・・この文化と意識が日本はとても低い。あらゆる機会に啓発を行いながら、目の前の問題に対応する必要がある（好き嫌いの問題ではない）。

・「公共意識」・・・自治会加入率の低下、地域課題への住民の不作為。公衆衛生の低下、教育力の低下、孤立死の多発、など多方面に影響を与えている。「誰かがやればよい」という感覚。

裏面へ

3 これからの取り組みについて

①避難所運営委員会への参画（愛護団体や有資格者なども協働で）

発災前の活動・・・例）ペットの頭数把握、避難所の必要な什器を検討する。

発災時の活動・・・例）地域猫の管理、避難所や在宅避難者のペットの管理について

②ペットがいる家庭向け防災講座

「災害対策」に絡めて、飼い主に平時からペットの「後見問題」も考えてもらうようにするのも目的。

③活動者・協力者を増やす取り組み

「待っています地域の仲間と学びのパーティー」（略して「まちパ」）へのご協力

主に定年退職者を対象にしたパーティー。地域の活動団体を紹介し、活動へ勧誘するのが目的。八王子や武蔵野市では数年来行われている。立川では今回初めて。地域猫登録団体からもご出席いただけないか？

④条例づくり？・・・ペットの飼育について、「許可制」とか「研修の受講義務化」などできないか？

添付資料

「待っています地域の仲間と学びのパーティー」

待っています 地域の仲間と 学びのパーティー(通称:まちパ)

定年前後の みなさまへ

さあ!この春何か始めよう!

対象: 主に定年前後の男性【女性・ご夫婦での参加も大歓迎!】

場所: たましんRISURUホール 地下1階 展示室

定員: 100名(申込み順)

ワンコイン

参加費

500円

2015年3月28日(土)

13:30~17:00 (13:00開場)

■プログラム■

- 市民活動団体やサークル等の紹介
パネル等で活動を紹介。
- 音楽演奏
活動団体の紹介を兼ねての演奏♪
- 交流会(ワンコインパーティー)
自由な交流タイム。



立川市災害ボランティアネット
ほのぼの灯りづくりの様子



まちの案内人 観光まち歩きの様子



申込・問合せ:市民活動センターたちかわ

TEL:042-529-8323

主催: 待っています地域の仲間と学びのパーティー実行委員会(通称:まちパ実行委員会)

共催: 立川市社会福祉協議会市民活動センターたちかわ・立川市産業文化部協働推進課

協力: 多摩信用金庫・立川商工会議所

裏面へ



立川市地域猫登録団体連絡会

1. 活動の目的



不妊・去勢手術や譲渡相談会、啓発活動を行うことで、着実に野良猫（飼い主のいない猫）の数を減らし、地域トラブルの解消や住環境の改善、人と動物の調和のとれた共生につなげていくのが目的です。

立川市地域猫登録団体 HP <http://ameblo.jp/tachikawatiiki-nekonokai/>



3. 団体が携わる行事

- 偶数月水曜日の午後に市役所多目的ホールで猫の譲渡相談会を実施（直近は4月15日、午後1時30分～）
- 「立川まんがパーク大市」に参加して、啓発活動や猫の譲渡相談会などを実施（6月7日・日、全日）
- 「たまねこ祭り 2015」を開催。多摩地域の関係団体と連携して啓発活動や猫の譲渡相談会などを実施（10月24日・土、全日、サンサンロード）
- 「たちかわ楽市 2015」に参加して、啓発活動や猫の譲渡相談会などを実施（11月の土・日、全日、 国営昭和記念公園 みどりの文化ゾーン）
- 地域猫に関する学習会・講演会などを実施（日程等は検討中）



平成26年度補助制度

補助の要件

市内在住の2人以上の成人により構成される登録団体による活動

補助の対象

1. 飼い主のいない猫への不妊手術...1匹につき10000円
2. 飼い主のいない猫への去勢手術...1匹につき5000円
3. 不妊去勢手術の際の手術以外の措置に要する経費 1件につき上限1,000円
4. 飼い主のいない猫の手術に必要な猫捕獲器の購入...1団体につき1台
5. 猫の譲渡を行うにあたっての検査などの経費 1件につき上限5,000円

地域猫活動登録団体及び補助金交付実績等について

1. 地域猫活動登録団体数及び補助金交付状況の推移 ※平成27年3月5日現在

年度	団体	不妊(匹)	去勢(匹)	合計(匹)
平成21(2009)	6	—	—	73
平成22(2010)	11	—	—	191
平成23(2011)	18	137	138	275
平成24(2012)	28	215	200	415
平成25(2013)※	32	167	142	309
平成26(2014)	39	148	128	276

2. 地域猫活動登録団体の活動地域数について ※平成27年3月5日現在

富士見町	6(7)	若葉町	3(3)
柴崎町	3(2)	幸町	1(0)
錦町	4(4)	柏町	1(1)
羽衣町	3(3)	砂川町	4(2)
曙町	2(1)	上砂町	5(5)
高松町	4(4)	一番町	2(2)
栄町	2(2)	西砂町	3(3)
泉町・緑町	0(0)	合計	42(39)

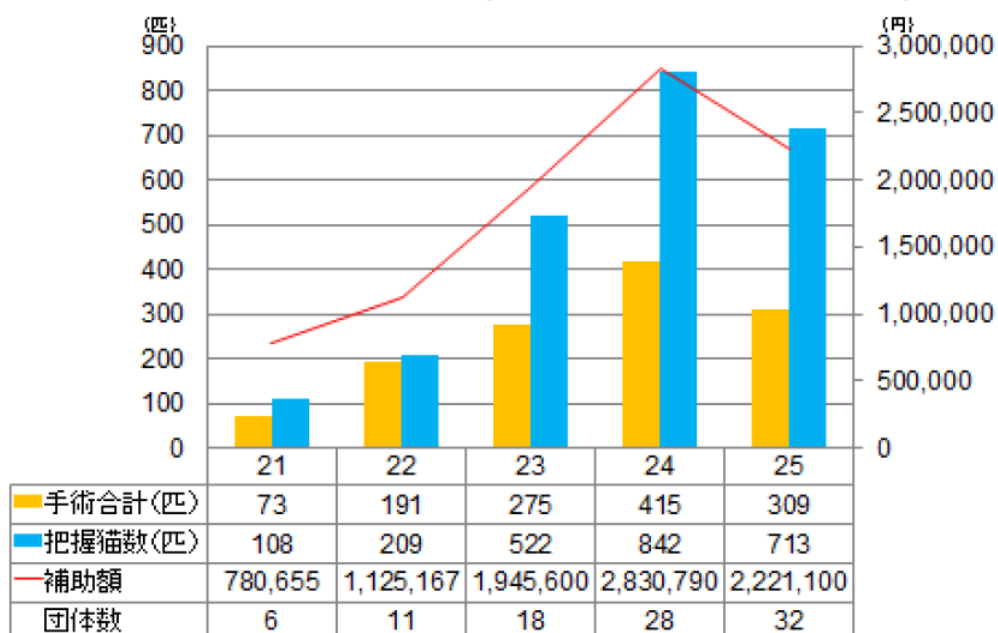
※複数の地域で活動している団体あり。()は所在地にしている団体数。

3. 補助金の予算及び支出の推移 ※平成27年3月5日現在

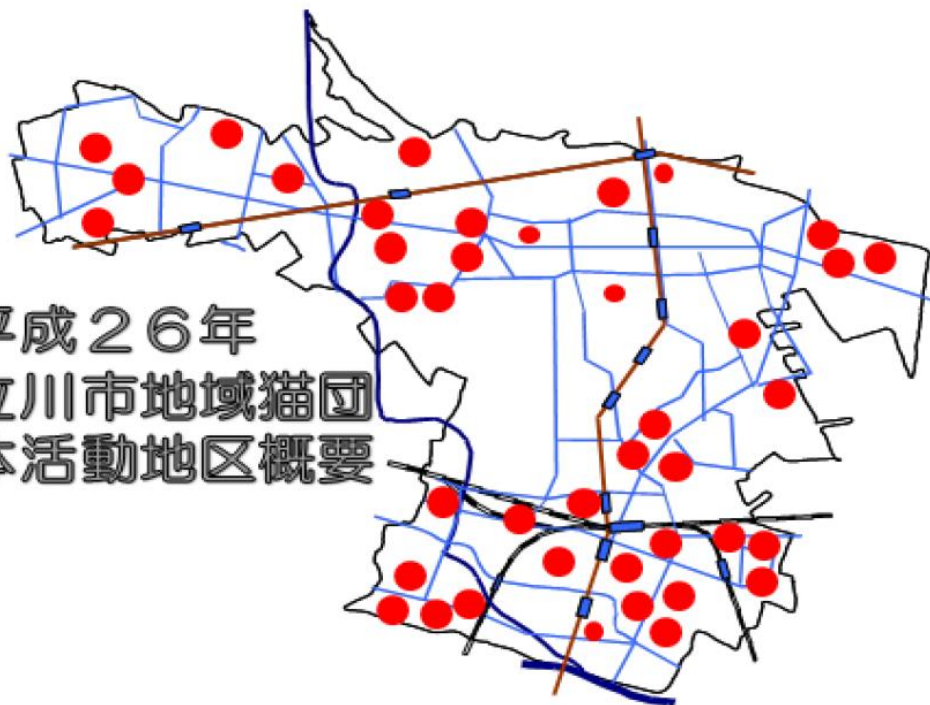
年度	予算	支出
平成21(2009)	800,000	780,655
平成22(2010)	1,200,000	1,199,999
平成23(2011)	2,200,000	1,945,600
平成24(2012)	2,550,000	2,830,790
平成25(2013)	2,484,000	2,221,100
平成26(2014)	3,024,000	3,018,906

4. 平成27年3月5日現在の補助金残額 5,094円

地域猫活動推進事業の推移（団体・不妊去勢手術・補助額他）



平成26年
立川市地域猫団体
活動地区概要



<2月>

5日 立川市地域猫登録団体連絡会（午前、本庁舎210会議室）
譲渡相談会（午後、本庁舎多目的ホール）

22日 講演会（事例報告、本庁舎208会議室）

<3月>

16日 講演会「地域で取り組む、猫のこと。」（西砂学習館・第1学習室）
講師：東京都動物愛護推進員練馬区地域猫推進ボランティア 亀山 嘉代氏
報告者：五月会猫対策の会代表 飯島 秀美氏

<4月>

1日 立川ねこ通信第4号発行

2日 立川市地域猫登録団体連絡会（午前、本庁舎210会議室）
譲渡相談コーナー（午後、本庁舎多目的ホール）

<5月>

31日 映画上演会（午後、たましんRISURUホール・小ホール）
「みんな生きている ～飼い主のいない猫と暮らして～」

<6月>

1日 「環境フェア」出店（全日、子ども未来センター）

18日 立川市地域猫登録団体連絡会（午前、本庁舎208会議室、全体会合）
譲渡相談コーナー（午後、本庁舎多目的ホール）

<8月>

6日 地域猫登録団体連絡会定例会（午前、本庁舎208会議室）
譲渡相談コーナー（午後、本庁舎多目的ホール）

12日 学習会（午後、本庁舎208会議室）
「動物愛護センターってどんなところ！」
講師：柳澤 順子氏・栗原 重成氏（ともに動物愛護センター多摩支所職員）

<10月>

1日 地域猫登録団体連絡会定例会（午前、本庁舎210会議室）
譲渡相談コーナー（午後、本庁舎多目的ホール）

14日 動物愛護センター多摩支所見学会（午後、日野市）

<11月>

4日 立川ねこ通信第5号発行

8・9日 たちかわ楽市2014出店（国営昭和記念公園みどりの文化ゾーン）

<12月>

10日 立川市地域猫登録団体連絡会（午前、本庁舎208会議室、全体会合）
譲渡相談コーナー（午後、本庁舎多目的ホール）

平成27年 立川市地域猫登録団体連絡会 行事計画表（予定）

<1月>

<2月>

4日（水）定例会・譲渡相談会

21日（土）講演会「いざという時、あなたのペットは大丈夫？」

<3月>

<4月>

15日（水）定例会・譲渡相談会、新年度申請説明

<5月>

<6月>

3日（水）譲渡相談会

7日（日）立川まんがパーク大市出店

日時未定 定例会（全体会合）

<7月>

<8月>

5日（水）定例会・譲渡相談会

日時未定 学習会（獣医師会に講師を依頼する予定）

<9月>

東京都動物愛護週間 愛護センター多摩支所見学会（日時未定）

※広報で市民に参加を呼びかける予定

<10月>

7日（水）定例会・譲渡相談会、

24日（土）たまねこ祭り2015

<11月>

7・8日（土・日）たちかわ楽市2015出店

※たちかわ楽市の実施日は、26年度と同時期に行われると想定したもの

<12月>

日時未定 譲渡相談会

日時未定 定例会（全体会合）

立川市自治会連合会の組織・活動の概況

立川市自治会連合会(以下、自治連と称す)は、立川市民による住民組織であり、町単位で12支部を擁し、180単位自治会がいずれかの支部に所属・加盟している(行政関係が集中する泉・緑町を除く)。

また、自治連には、以下の4部門の委員会が設置されており、各支部より2名が派遣され各委員会に所属している。

1. 総務委員会
2. 事業推進委員会
3. 加入促進委員会
4. 研修委員会

事業推進委員会の主たる業務には、広報誌の発刊、警察・消防との連携事業の推進、防災・防犯・健康分野の各事業活動実施計画などがあり、環境対策も担当業務の一つに含まれ、地域猫活動については環境対策の一環として位置づけられている。

また、例年、各支部に割り当てられている三大多行事である健康フェア、防犯講習会、防災訓練の実施のほか、各地区・自治会では、地域の特色を行かした夏祭りなど各種行事も開催されている。

なお、立川市における8万世帯の、約半数に当たる4万世帯が自治会に加入しているが、近年、自治会加入率・世帯数が年々低下傾向にあり問題視されている。現状では、この解決に向けての取り組みが課題となっている。

この対策について、自治連では、災害に強い安全・安心な地域づくりのための、優待や割引の機能を備えた「絆カード」を発行し、地域の絆や連携を強め加入率の向上に努めており、この効果に着目した他市の関係団体でも、同様のシステム導入の動きをみせている。

Ⓐ

立川市自治会連合会『絆』カード

支部名	自治会・町会名	会員氏名(世帯代表)

このカードは「自治会加入・絆・互助」推進強化のため当連合会加盟自治会会員であることを証明し、会員の意識高揚を図り、会員相互の連携と助け合いの絆を強めて地域の連携連帯による『災害に強い安全・安心な地域づくり』の推進向上にご協力をお願いするものです。

自助 = 自分の身は自分で守る・共助 = 自分たちの町は自分たちで守る

Ⓑ

《防火・防災・防犯・災害》等緊急時連絡先

事件・事故 110	火事・救急 119
立川警察署 042-527-0110	立川消防署 042-526-0119
東京消防庁救急相談センター #7119 (042-521-2323)	
災害用伝言ダイヤル 171	

1. 当連合会と災害時連携協力の立川市内企業・事業者「優待サービス」の利用ができますので、このカードを提示してください。【※協力企業・事業者リーフレット参照】なお、提携企業等の提供サービスについては、当連合会は責任を負うものではありません。

2. このカードを利用できる方は、当連合会加盟自治会会員とその家族に限ります。なお、自治会連合の場合における返還及び破損・紛失は、所属自治会へ届け出てください。

立川市自治会連合会(立川市役所産業文化部協働推進課内コミュニティ推進室)
立川市役所 電話 042-523-2111(代表) 有効期限2018年3月

地域の連携と円滑な情報連絡が「地域・家族の安全」を守ります。

「地域猫」対策における獣医師の役割

稲垣将治
いながき動物病院
NPOゴールゼロ会員



「地域猫」対策における獣医師の役割 (ノラ猫獣医師)

- 徹底した不妊手術！！
- 感染症やケガの治療や予防
- 譲渡活動
- 飼い主への啓発



どうして不妊手術が必要？

- 猫は繁殖力が強い
- 猫の殺処分の多くは仔猫
- 生まれた仔猫の死亡率は高い



- 猫の殺処分0のために不妊手術が不可欠！

どんな不妊手術が必要？

- 低価格で
 - 原価の低い手術方法
- すばやく
 - 麻酔時間を短く、キズを小さく
- 継続して
 - 定期的に不妊手術



不妊手術に関する問題点

- ノラ猫獣医師の数が足りない
 - ノラ猫を診療しない獣医師×
 - 不妊手術するが費用が高い獣医師△
 - 不妊手術したいが手技がわからない獣医師○

ノラ猫獣医師を増やす！！

- 手技は訓練でほとんどの人ができる
- NPOゴールゼロ会員の病院では実習が可能
 - 中野区、杉並区、埼玉県越谷市、茨城県土浦市
- 全国各地で不妊手術が必要です！



今後の展望

- 不妊手術の敷居を下げる
 - 活動の少ない地域へ分院開設
 - 行政との連携
 - 技術提供によってノラ猫獣医を増やす



- 不妊手術の普及！
 - 80%の猫を不妊手術すると猫の数が減少する



いながき動物病院の紹介

- 飼い主のいない猫の不妊手術専門病院
 - ノラ猫、地域猫、譲渡予定の猫
- 不妊手術に必要なものしかない
 - レントゲン装置、血液検査機器、超音波診断装置、獣医師2人のみ



- 少人数で1日30匹の手術が可能！
- 低コスト、低価格を実現！



当院に猫を連れてくる方々

- 以前から活動していた団体や個人ボランティア
 - 低価格で1日に多数の手術ができるから
 - 活動していなかった一般の方
 - 今までは高額すぎるとあきらめていた
- ↓
- 不妊手術しやすいから地域猫活動が広がる

- いながき動物病院
 - 埼玉県越谷市東越谷
 - 080-7715-7321
 - inagakiah.com



静岡県島田市の飼い猫・地域猫に関する活動 —第1回動物愛護法に関する院内勉強会—

(公社)静岡県獣医師会 島田支部

ますだ動物クリニック

増田 国充



静岡県島田市の概要

- 静岡県中部にある人口10万人の市
- 主な産業: 製造業、茶業、観光業(大井川鐵道のSLが有名) ← 平均的な地方都市
- 中部電力浜岡原発のUPZ(31kmキロ圏内)
- 犬・ねこに関する諸問題は他の自治体とほぼ同じ(地域猫も多い)



静岡県内の動物に関連した苦情件数

- 静岡県の場合殺処分数は減少しているが、動物に関連した苦情の件数はほぼ横ばい
- 平成19年度：12634件（犬：7848件、猫：4632件、他：154件）
- 平成24年度：11665件（犬：6357件、猫：5102件、他：206件）
- 猫に関連した苦情が増加傾向
- 犬：ノーリードでの散歩、鳴き声、排泄に関係したものが多く
- 猫：乱繁殖、不適切な餌付け、排泄物、その他においや鳴き声に関するものが多く
- 動物が好きでない方も多くいらっしゃる事への配慮のなさ、知識不足などからトラブルに発展することも少なくない



地域活動の充実

- 地域で活動するボランティアの育成：動物愛護の啓発と、全体的な動物愛護精神の底上げ
- 県内ボランティア数（平成18年度：20グループ⇒平成25年10月時点：304団体および個人）
- 小学校などでの「動物ふれあい教室」のボランティアや、動物愛護ボランティア意見交換会の開催
- また、それ以外に各市町における猫の不妊手術の助成や地域猫のTNR活動など





ポッチとニャンチ愛の伝言板

- 一般社団法人静岡県動物保護協会による、保護動物と飼育希望者とのマッチング
- 自治体で収容した動物を掲示し、里親を募集する手段の一つとして活用
- 県内市町の役所および役場の、比較的目につきやすい場所で掲示し、周知を図る
- 左の写真は、市内の大型ショッピングセンターに設置されたもの



ポッチとニャンチ愛の伝言板

- 左の写真は、島田市役所本庁舎正面玄関に設置されたもの
- 適宜情報の更新が図られている
- 伝言板には里親希望動物に関する情報が記載された紙が掲示されている

ゆずりたい動物の伝言票

No. 26-20

申請日	平成26年9月4日		
動物の種類	性別	毛色	年齢
猫	雄	茶	4歳9ヶ月

その他(健康状態・駆虫の有無等)

血統書付きの純血のソマリです。健康状態良好で去勢手術済み。神経質な性格のため、多頭飼いには向きません。予防接種・室内飼いをしている方



有効期限

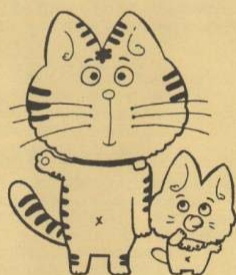
平成27年5月18日

島田市の飼い猫登録

- 飼い猫登録を行うことで、不妊手術に対して一定の補助が受けられる
- 最大5000円/頭
- 飼い猫の登録時に係る料金は無料
- 愛猫手帳と、登録番号の刻印された鑑札を交付←首輪につけられる構造
- 島田市での、猫の不妊手術実施率は高いように思われる
- また、手術における助成金申請率はかなり高い
- 飼い主の意識向上と乱繁殖の抑止として一定の効果はあると思われる



飼いねこの登録手帳



島田市

写真左: 飼いねこの登録手帳表紙
写真右: 飼いねこの登録手帳の内容 (一部)

島田市ねこの保護管理指導要綱

- (ねこの捕獲)
第7条 飼育者が不明で、かつ、人に迷惑を及ぼすおそれのあるねこは、これを捕獲することができる。
- (指 導)
第8条 市は、ねこの愛護と適正な飼育指導を関係機関と協力して行うものとする。
- (ねこの実態調査)
第9条 市は、ねこの飼育数の実態を把握するため、定期的に調査を実施するものとする。
- 附 則
(施行期日)
1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。
- (経過措置)
2 この告示の公示の日の前日までに、合併前のねこ保護管理指導要綱(昭和51年島田市告示第66号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 愛情と責任をもって
最後まで飼いましょう。
- 捨てねこは絶対にしないでください。



【写真左】

猫用鑑札 裏に通し番号が刻印されている
大きさは直径約1.5cm
首輪に着けても邪魔にならないサイズ

【写真右】

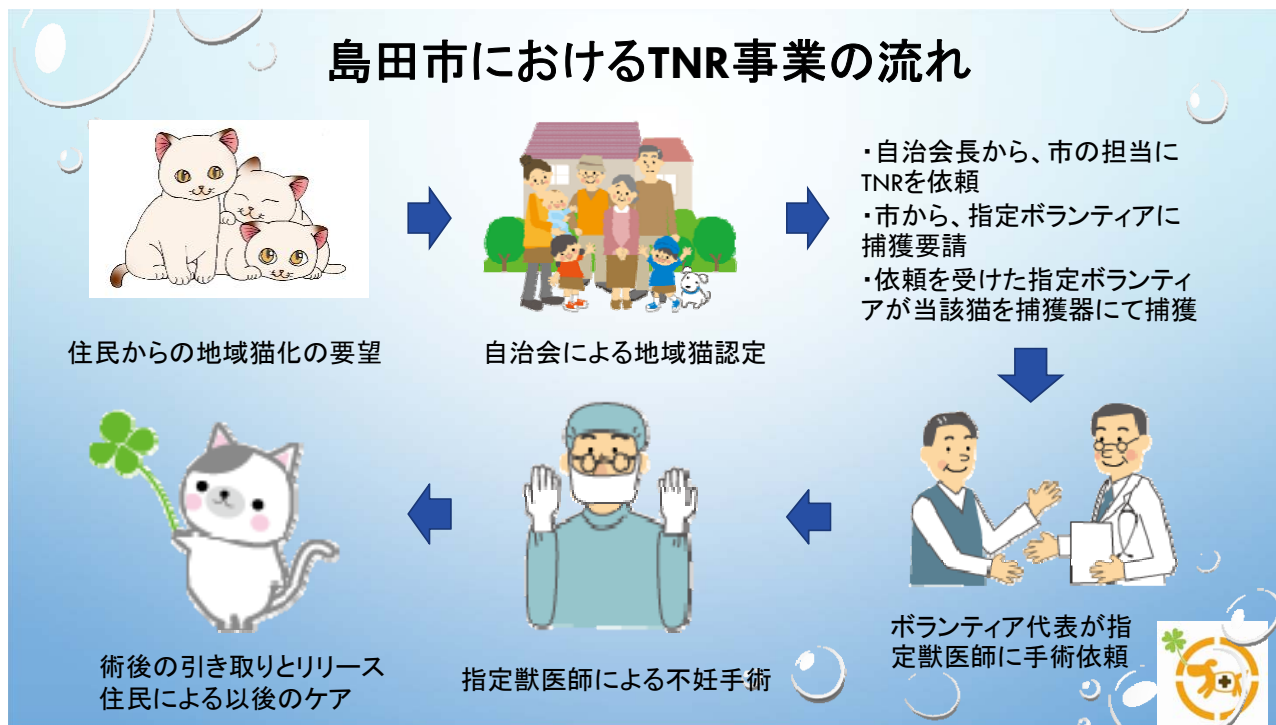
飼い猫用ステッカー
飼い犬登録と同様に玄関先に貼る

島田市でのTNR (TRAP NEUTER RETURN)について

- まず、自治会で当該猫を地域猫として認定し、自治会長の承認が必要
- 市公認の動物ボランティアに、捕獲を依頼する
- 捕獲された猫は、公認ボランティア団体の代表が直接協力動物病院に搬送する(不正活動防止の観点から身分証明の提示が必要)
- 動物病院にて不妊手術を実施、同時に手術済みであることが肉眼で確認できるように耳介の一部カットも行う
- ボランティア団体の代表へ返却し、リリースする
- 手術に係る費用は性別にかかわらず一律とし、市およびボランティア活動の予算の範囲で助成



島田市におけるTNR事業の流れ



手術済み猫の個体識別について

- ・耳介Vカット(島田市では♂:左、♀:右)
- ・マイクロチップ挿入については現時点で実施せず(今後検討の余地あり)



榛原郡川根本町の猫の不妊助成事業



- 不妊手術に係る補助費用

【飼い猫の場合】

手術に係る費用の1/2以内を補助、ただし上限は♂10000円、♀14000円

【野良猫、地域猫の場合】

手術に係る費用の2/3以内を補助、ただし上限は♂14000円、♀18000円

- 対象となる猫の写真および術後の証明写真の提出が必要
- 申請者が町内在住かつ手術対象の猫が町内に生息していること
- 申請者が町税等の滞納のないこと(審査あり、認可まで数日必要)



島田市動物ボランティアさんのFacebookページより(抜粋)

- 島田市では一昨年度より「飼い主のいないねこのTNR事業」として行っています。頭数は平成24年度が44匹、25年度が26匹と静岡市に比べれば非常に少ないのですが、新聞にも書かれているように「地域ねこ」として、住民の皆さんに認知して頂いているため事業後のクレームはありません。頭数が少ないのはこの「認知」に時間や手間が懸かるため、二の足を踏む方がいるからです。

さらに、ボランティアや市民の方たちが助成金が少ないので活動が拡大できないことについては、島田市環境課と静岡県獣医師会島田支部がなんども折衝をし、お互いがボランティア精神を発揮し動物愛護の精神向上、市民生活の改善を目指すことで合意、さらに市民や動物ボランティアもこれに協力して三位一体の事業として展開することで、一匹あたりオスメス関係なく15000円で手術を行っています。

全ては不幸になることが前提で生まれてしまう命をなくすこと、この大義のために三者がなんども話し合っ産まれた信頼関係によって行われています。

殺処分の頭数問題ですが、島田市においては犬ねこともに0匹です。

けれどもこれは誇れる数字ではありません。

なぜなら、島田市を含む志太榛原地区は現在の保健所のシステムを持ち合わせていません。

島田市においてもその施設は県に売却し、県の動物管理所として運営されています。

要するに志太榛原地区の市町村は中部保健所に動物の殺処分を委託しているのです。



島田市動物ボランティアさんのFacebookページより(抜粋続き)

- 正直にお話します。

こちらの判断で殺処分に回した動物は10匹以上います。

高齢である、重度の疾患を抱えているなど多々の理由から処分された動物はいます。

しかしながら、この子達を保護すると健康な犬ねこを保護するキャパシティが減ってしまうのです。

経験上、犬ならば小型犬で5匹が1人のボランティアが行う保護の限界だと考えています。

つまり、1匹老犬を保護すれば残り枠4匹となってしまいます。この4匹を越えた犬の保護を続けた結果、崩壊してしまったボランティアさんを何人も知っています。

私達が崩壊してしまつては元も子もありません。

欧米のように保護施設を運営できればいいのですが、その様な精神性や経済性はまだこの国では希薄です。

行先はまだ遥か遠いですが、最近若いボランティアさん達が入会してきてくれ、彼らに託すことができレールが繋がってくれることを期待しています



課題

- 動物に関係する近隣トラブルは、横ばいあるいは増加している。市民の関心は高く、より飼い主に適正な飼育が要求される潮流
- 動物に関する価値観の相違による部分もあるが、一定のルールに従った飼育を行うことが最低限必要(不妊手術への理解向上)
- 野良猫予備軍の抑制(安易な飼育の防止、飼い主の教育、動物関係者の教育など、関連業者への適正飼育の指導の徹底など)
- 殺処分ゼロだけが目標ではない⇒まず不幸な運命をたどる動物たちの過剰産出を抑制することも重要
- そのために行政・民間がどこまでやるか、できるか?
- 法的根拠や地域猫活動の円滑な運用のための対応など



ご清聴ありがとうございました



筑波大学学内猫保護活動サークル

HSCaTについて

筑波大学生命環境学群生物資源学類2年

HSCaT代表 熊谷沙織

筑波大学医学群医学類2年

副代表 小林崇久

筑波大学生命環境系教授

顧問 佐竹隆顕

筑波大学学内猫保護活動サークル

HSCaTとは

- ▶ Humane Society Cat's Assistance in Tsukuba の略。
- ▶ 大学敷地内にいる猫を主な対象とした動物愛護団体。
- ▶ 緊急時以外、基本的には捨て猫の保護は行っていません。あくまで学内に住み着いてしまった猫たちを「優しく減らす」ことを目的としたサークルです。

なぜ筑波大学構内に野良猫が沢山いるのか

- ▶ 筑波大学はキャンパス面積が日本で二番目に広い。
- ▶ オープンキャンパスの考えから学外から自由に入る事が出来、従って猫を捨てに来る人が後を絶たない。
- ▶ 敷地内に宿舎があり、学生が多く暮らしているので、「ここなら誰か世話をしてくれるのでは」という考えがあるのでは。
- ▶ 実際、餌をあげる学生も多かったため、猫が居ついてしまった。

HSCaT設立の経緯

- ▶ 学内の野良猫に関して問題意識を抱いていた筑波大学生が個々人で、「動物愛護を考える茨城県民ネットワーク」(CAPIN)と連絡を取り、活動の手伝いをさせてもらったことが活動の始まり。
- ▶ 2009年の2月～8月にかけて、CAPIN、一般市民ボランティア、学生ボランティアの活動により、筑波大学構内の野良猫合計57匹の不妊・去勢手術等を実施。
- ▶ 翌2010年に学生サークル「HSCaT」を設立。12人で学内猫の保護活動を開始。

現在のHSCaT

- ▶ 男子学生8人、女子学生3人の計11人で活動中。
- ▶ 筑波大学同窓会組織である「茗溪会」から、毎年「学生活動支援のための助成金」として30万円を頂いて活動費に充てています。また、大学の物品購入支援で5万円分の餌を頂き、猫に与えていますが、学内猫の頭数に比べて、活動費が不足しており、CAPINさんからの助成で何とか賄っています。

主な活動内容

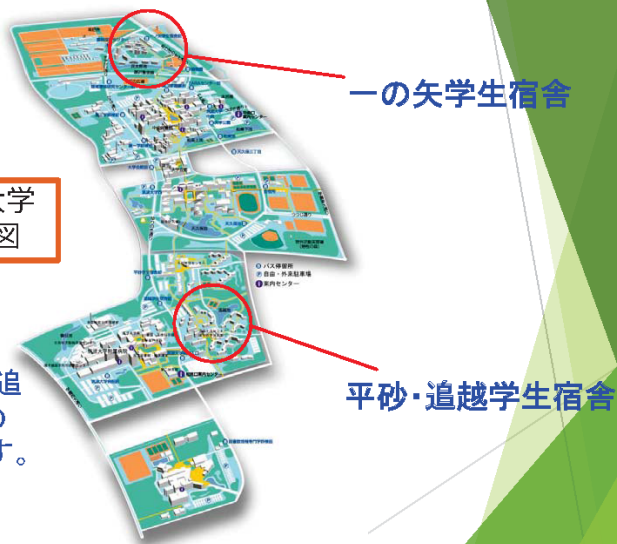
- ▶ 餌やり
- ▶ TNR(避妊去勢手術)
- ▶ 捨て猫対策
- ▶ 連絡調整ミーティング

以下に、活動内容をご紹介します。

1. 餌やり

筑波大学
構内図

餌やりは、主に一の矢学生宿舎と平砂・追越学生宿舎の2つのエリアで行っています。



餌やり

- ▶ 曜日当番制で、CAPINさんと手分けをして毎日餌と水の補給を行っています。
- ▶ 一の矢エリアと平砂・追越エリアの各7か所にコンテナを置き、餌のストックと給餌を行っています。
- ▶ 春夏の長期休業中は給餌当番の特別シフトを組み行っています。

餌やり ～コンテナ内の様子～



冬は寒いので断熱シートや段ボールを敷き、また毛布を使います。

側面に丸い穴をあけ、猫の出入り口を作ります。

餌やり ～実際の様子～



2. TNR

- ▶ Trap(捕獲) Neuter(避妊手術) Release(元いた場所に戻る)の略
- ▶ 給餌の時に、避妊・去勢を終わっていない猫や新しく住み始めた猫がいないかをチェックする。該当の猫を見かけた場合、写真を撮りLINEグループ等で報告します。そして捕獲する日程を決めてTNRを行います。

TNR

- ▶ 主に講義のない土、日や夏春の長期休業中に行う。
- ▶ TNR当日の流れ
 - 8:30 捕獲実施場所に集合し、捕獲器を仕掛ける。
 - 11:00 捕獲した猫はただちに動物病院に搬送する。
 - 16:30 手術が終わった猫を引き取り、数日間術後療養させた後、元の場所にリリースする。

TNR ～捕獲器を仕掛けた様子～

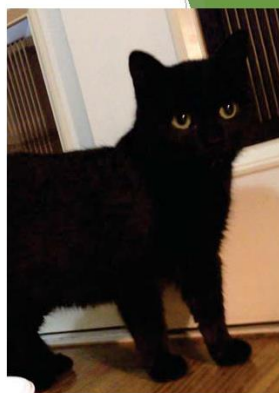


中に缶詰の餌を入れ、おびき寄せ捕獲します。
猫はすぐ動物病院へ搬送され、避妊・去勢手術を受けます。

3. 捨て猫対策 ～今まで保護した猫～



☆としくん(オス)
2013年7月に大学中央図書館付近で保護、
生後2～3週間



☆ふくちゃん(メス)
2015年2月に一の矢学生宿舎で保護、
生後半年

これらの猫は、他の保護猫と共に譲渡会で里親さんに引き取られて行きました。

捨て猫対策 ～コンテナのポスター～



ポスターで猫の保護活動への理解と捨て猫の防止を呼びかけます。

4. 連絡調整ミーティング

- ▶ 週一回、授業終了後に行っています。
- ▶ 学内猫についての様々な情報の共有、次回のTNRの実施日程決め、新入生歓迎会や啓蒙活動の場である文化祭への出店等について話し合いを持ちます。

他大学でも学内猫の保護活動が行われています。

- ▶ 早稲田大学 「わせねこ」
- ▶ 三重大学 「ねこサークル」
- ▶ 立命館大学 「猫の会RitsCat」
- ▶ 横浜国立大学 「ネコサークル」 他に大阪大学、慶応大学等々 ……

◎ インターネット上で活動を公開しているのは全国で13校
(2014年現在)

今後の活動について

- ▶ サークルメンバーの勧誘
4月の新入生の入学時に、学内猫(地域猫)に対する啓蒙活動とサークルへの積極的な勧誘を行っていきたい。
- ▶ 効果のある捨て猫対策の実施
HPやポスターでの呼びかけを行っているが、毎年宿舎周辺での捨て猫が後を絶たない。捨て猫防止への有効な対策を考えていきたい。



ご清聴ありがとうございました



国立大学法人筑波大学学生部と特定非営利活動法人動物愛護を考える
茨城県民ネットワークとの連携及び協力に関する覚書

国立大学法人筑波大学学生部（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人動物愛護を考える茨城県民ネットワーク（以下「乙」という。）は、相互の連携及び協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

- 1 本覚書は、甲と乙がそれぞれの特色を活かして相互に連携及び協力することにより、筑波大学における動物愛護の推進と同大学構内における愛護動物の保護・管理の推進を図るとともに、同分野に関してわが国の先導的な役割を果たすことを目的とする。

（連携及び協力事項）

- 2 甲及び乙は、前条に定める目的の実現を図るため、相互利益を基本理念として、次に掲げる事項について連携及び協力を行う。
 - （1）筑波大学における動物愛護の推進に関すること。
 - （2）筑波大学構内における愛護動物の保護・管理に関すること。
 - （3）動物愛護の推進に資する教育の充実にに関すること。
 - （4）動物愛護の推進に資する人材の育成・好循環に関すること。
 - （5）動物愛護の推進に資する知識・情報の有効活用に関すること。
 - （6）動物愛護の推進に資する模範的な実践活動を推進すること。
 - （7）その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 前項第2号に関する具体的内容に関しては、別途、細目に記載する。

（守秘義務）

- 3 甲及び乙は、この覚書に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承諾を得ずに第三者に開示してはならない。

（有効期間）

- 4 本覚書は、覚書取り交わしの日から平成27年3月31日までとするただし、有効期間の満了日の1月前までに甲、乙のいずれからも覚書の改廃の申出がない場合は、有効期間を更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

5 本覚書に記載のない事項が生じたとき、又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上これを定める。

(その他)

6 筑波大学構内における本覚書の有効期間中の事故等に対しては、甲は一切の責任を負わない。

覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 2月13日

甲 茨城県つくば市天王台1丁目1-1
国立大学法人筑波大学学生部長

木村



乙 茨城県つくば市二の宮2丁目7-20
特定非営利活動法人

動物愛護を考える茨城県民ネットワーク理事長

鶴田真子美



国立大学法人筑波大学学生部が特定非営利活動法人動物愛護を考える茨城県民ネットワークとの連携及び協力に関する覚書第2項第2号に係る細目

- 1 国立大学法人筑波大学学生部（以下「甲」という。）は、特定非営利活動法人動物愛護を考える茨城県民ネットワーク（以下「乙」という。）に対し、筑波大学構内における動物愛護に関する保護及び管理（以下「本件活動」という。）を学生団体とともに実施することを委託する。
- 2 甲は、乙に対し、本件活動の実施に当たり、筑波大学構内への立ち入りを認め、車両の入構及び駐車を許可し、乙による必要書類の提出をもとに必要な許可証を発行する。
- 3 乙は、甲に対し、本件活動に関わる会員の顔写真と氏名を予め提出する。
- 4 甲は、乙に対し、前項の規定に基づき提出された乙の会員の入構証を発行する。
- 5 乙は、本件活動中は、会員に入構証を常時携帯させる。
- 6 甲は、地域猫等の活動について、乙と協議の上、掲示等を通して、教職員及び学生に対して周知する。
- 7 乙は、甲に対し、本件活動に関し、捕獲、手術、里親譲渡した猫等の頭数、医療費、餌代等の事項について、定期的に報告を行う。
- 8 本件活動に関する必要な経費に関しては、甲が負担するよう努力する。
- 9 本件活動に関して、本細目に記載のない事項に関しては、甲と乙が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

被災地の猫の TNR

ねこのマリア 中村光子様

私は震災直後の4月から南相馬や浪江町に入り猫の保護活動をしております。2年位前からは双葉町と大熊町の帰還困難区域のレスキューを行っております。なぜならこのエリアは30年は帰る事の出来ないエリアだからです。住んでいる人がいないエリアでは出してあげないと生きていくことが出来ないからです。

つい2週間前に双葉町の海側の中間貯蔵施設の建設地の近くで1頭の子猫を発見しました。久しぶりに見た猫の姿にびっくりしました。その時は保護できなかってのですが15日に保護する事が出来てホッとしました。捕獲器をかければ、まだまだ入る猫がいます。地域猫活動は住民がいなければできません。

楢葉町は解除になったので少しは帰って来る住民さんはいらっしゃるようですが、その数はほんの少しでTNRどころか餌やりも、ままならないようです。



ご飯が在る所にはリリース出来ますが、ない所にはリリースできません。都会は沢山の人がいるのでご飯の心配は無いのですが、不妊手術をしないと大変な事になってしまいます。私達は猫が増えて地域の嫌われ者にならないために手術をするのです。その地域で受け入れてもらい、いじめられず天寿を全うして欲しいと願っております。人の住んでいない町ではRは無いです。



地域猫対策とは

3月26日院内集会

新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会 顧問

NPO法人アナイス 理事 高木優治

はじめに地域猫対策とは

地域猫対策とは、**地域**で取り組む**野良猫問題解決対策**のことで、地域における野良猫をめぐるトラブルを解決するための仕組みづくりのことです。たんなる猫擁護・動物擁護ではなく、地域環境の保全をめざして取り組むものであり、猫を迷惑動物として排除するのではなく、人と猫とが共生できるまちづくりを目指すものです。それゆえ**地域・猫対策**と表記したほうが誤解がないかもしれません。

地域猫対策のながれ

昭和の終わりごろから、自治体に対する野良猫に対する苦情が増大傾向となり、東京都全体の傾向として、昭和57年から1万件を超える申し立てがあり、平成14年ぐらいまでほぼ同数の苦情が寄せられた。この期間は、苦情に対する対処方法として多くの自治体の担当部署では、「餌やり禁止」看板の設置や、餌やりに対する口頭注意・指導を行っていたが、苦情が減少することはなく、問題解決の方向性が見いだせない時期でもありました。

一方家庭飼育動物に対する去勢不妊手術の必要性が、獣医師会や先行する動物愛護団体から、提唱され始め、自主的に野良猫に対する去勢不妊手術が進められていった、これらの動きを受けて、1972（昭和47）年に武蔵野市で犬・猫の去勢不妊手術費助成金制度が発足したのが、自治体での助成金制度の初めと思われます。

23区では1987（昭和62）年、世田谷区飼い猫の去勢不妊手術費助成金制度が発足。その後1989（平成元）年に練馬区で、1990（平成2）年に大田区・葛飾区で、1991（平成3）年新宿区で同様な制度がスタートしました。同年文京区では、文京区ホームレス猫の去勢不妊手術費助成金制度が始まり、野良猫問題が東京の各区で問題となってきました。また、動物愛護団体により、自治体に対し野良猫問題に関する要望が多く出されるようになってきました。

一方、住民取り組みとして、1997（平成9）年に横浜市磯子区の地域住民が、野良猫を地域で管理することを始めるようになり、このころから地域猫活動との呼び方が生まれたと思われます。

自治体の取り組みとしては、1998（平成10）年東京都が「東京都動物管理審議会」に猫問題について答申を求め、翌年、飼い猫対策と野良猫対策に関する答申が出されました。

東京都は2000（平成12）年に、この答申を受け「**飼い主のいない猫との共生モデルプラン**」を3年間の時限事業として、市区町村に組みの依頼を行いました。

平成15年度までの3年間で20地域がモデル地域として指定を受け、『地域猫対策』が自治体・地域住民・ボランティアの3者による協働事業としてスタートし、**現在の地域猫対策の基本的なスタイルが確立しました。**

地域猫対策は、TNRプラスM

地域猫対策という言葉が生まれて14～15年以上過ぎています。その中でTNRが地域猫対策であるかのような印象もまた生じています。

＜T：トラップ(捕まえる)、N：ニューター(手術する)、R：リターン(戻す)＞

しかし、TNRは、地域猫対策の目的ではありません。

地域猫対策とは、人と猫が地域で共生する街づくりですから、地域に働きかけることが大切です。そのためには、どのような取り組みをするのかという事前の告地や事後の報告をできる限り丁寧にすることが大事です。特に手術後は猫の管理を継続的に続けることを近隣住民に理解してもらい協力を得なくてははいけません。

猫を保護して手術をすることは、あまり目立つことではありません、それよりも毎日餌を与え管理する姿のほうが、地域住民にとって目立つことであり、問題と感ずることです。このような誤解を避けるために、定時定点での餌やりと餌場の整理、フンの片づけ等適切な管理(マネージメント：M)を行い、さらに手術をした猫の数や世話をしている頭数に関する報告をこまめに出すことで理解をしてもらいます。

えさやり禁止では、地域猫対策は進まない (置き餌は禁止)

猫は縄張りを大切に生き物なので、えさやり禁止をしても縄張りを移動することが少なく、猫に起因するトラブルの解決になりません。またえさやり禁止を掲げることで、その地域の猫に詳しい人の協力が得られなくなり、地域猫対策を進めることが難しくなります。

禁止看板等の設置は、えさやりの人をルール違反者として決めつけることになり、地域猫対策を実行する前に無用なトラブルを誘発します。

- ① 猫は縄張り内でえさを探するために、ごみの集積場やゴミ箱を荒らすことになる。
- ② えさをもらっていた時間・場所に姿を見せなくなるだけで、縄張り内で生息している。
- ③ 猫にえさをあげる人は、猫を見かけた場所で与えるので、えさ場が少し移動するだけ。
- ④ 手術をするためには、猫の数・出没場所が分からないと保護しにくい、禁止はTNRをしにくくするだけ。(TNR=捕まえて・手術をして・もとの場所に戻すこと)
- ⑤ その地域の猫の数確認や頭数変化を調べることで、効果測定や報告が可能になりますが、餌やり禁止はこの活動を困難にする。
- ⑥ えさやり禁止は、術後の猫と迷い猫、飼い猫などその場所に出没する猫の状況を把握することを困難にするので、地域ねこ対策を妨害することになる。
- ⑦ えさやり禁止は、ルールをめぐる対立をあおることになる。
- ⑧ 置き餌は、カラスやネズミを呼び寄せることや、放置された餌そのものが環境を悪くすることになり、地域猫対策を妨害することにつながる。

行政と地域住民ボランティアがともに活動する

猫をめぐる問題は、地域で人と人のトラブルとして出てくることが多く、行政が相談や苦情の窓口になるため、情報が集まります。担当は苦情や相談の解決を図ることが求められます。それゆえ、苦情のある地域は、地域猫対策の実施が可能な場所になるのです。

一般的にボランティア活動は、肯定的評価をされることが多いのですが、こと動物に関することになると、好き嫌いの判断が先行しがちで、猫の手術や管理を個人やボランティアだけで実施していると、猫好きの活動を思われ、「好きでやっていること」と思われてしまいます。

その結果、活動の広がりを持たず、個人的負担だけが増加していきます。

また、野良猫問題は、人と人のトラブルであるため、個人やボランティアさんが苦情当事者となり、地域猫対策として展開がしにくくなります。

この傾向をさけるためにも、**ボランティア、町会・自治会と行政の3者の協働事業**として取り組みを進めることで、地域ぐるみの対策が可能になります。具体的に以下のような方法で行います。

- ① 苦情者、相談者との話し合い。
- ② 地域の問題として、地域に問題を戻す。(町会・自治会などとの話し合い)
- ③ 当事者間での、情報交換・課題整理・実施に向けての組織作りを支える(猫をキーワードとしたコミュニティができる)
- ④ 動物ボランティアとの連絡調整をはたす。
- ⑤ 野良猫を地域で適切に管理する仕組みづくりを実行していく。
- ⑥ 以上を地域住民・ボランティア・行政の三者協働事業として整理し、解決に向けて働きかける。

地域問題を地域で解決する仕組みづくりは、住民自治の基本であり、行政がその下支えをするのは当然のことです。

これらの取り組みを実施していく中で、地域でのトラブルも解消され、野良猫の生息数も減少し、動物愛護センターに引き取られる野良猫数も減ることにつながります。

その効果について、別添参考資料で新宿区の経年変化表を添付しますので参照してください。

参考資料

- 資料1 取り扱い件経年変化
- 資料2 苦情相談件数経年変化
- 資料3 地域ねこ対策の分類
- 資料4 人と猫との調和のとれたまちづくり概念図

資料1 取り扱い件数経年変化表

東京都動物愛護相談センター扱い

年 度	合 計	犬小計	成 犬	子 犬	猫小計	成 猫	子 猫	
平成13年度	358	43	43	0	315	37	278	
平成14年度	244	33	33	0	211	26	185	
平成15年度	273	44	44	0	229	29	200	
平成16年度	224	45	45	0	179	22	157	
平成17年度	121	33	33	0	88	28	60	
平成18年度	134	37	37	0	97	17	80	
平成19年度	118	24	24	0	94	27	67	
平成20年度	81	25	24	1	56	19	37	
平成21年度	83	22	22	0	61	30	31	
平成22年度	58	29	29	0	29	12	17	
平成23年度	53	23	23	0	30	8	22	
平成24年度	78	16	16	0	62	29	33	
平成25年度	24	7	7	0	17	8	9	

東京都の区保健所は、動物の収容施設がなく、東京都の愛護相談センターで、収容事業を実施している。
保護・引き取り・譲渡事業は東京都の事業です。

資料2

苦情相談件数経年変化表

年 度	苦情相談件数総計	犬	猫	その他
平成12年度	422件	144件	231件	47件
平成13年度	412件	123件	250件	39件
平成14年度	426件	115件	293件	18件
平成15年度	493件	126件	347件	20件
平成16年度	215件	60件	132件	23件
平成17年度	204件	46件	136件	22件
平成18年度	226件	63件	158件	5件
平成19年度	275件	104件	143件	28件
平成20年度	272件	90件	164件	18件
平成21年度	226件	59件	153件	14件
平成22年度	230件	74件	134件	22件
平成23年度	226件	61件	165件	4件
平成24年度	208件	67件	141件	0件
平成25年度	163件	53件	108件	2件

資料 3 新宿区における地域猫対策の分類

1 個人・ボランティア団体による対策

地域猫対策の手始めのパターンで、ここから町会などに広がりを作っていく

- ① 町会組織等と連携がなく、狭い範囲で手術と餌やり片づけを行う。保健所と連絡を取り、近隣に対して話し合いの呼びかけ、チラシ配布なども実施。同一町内に限定されることが多く周辺の理解が得やすい。

この段階で近隣トラブルが解決され、町会へ拡大しないケースもある。

- ② 町会組織等と連携がなく、広い範囲で手術と餌やり片づけを行う。保健所とは連絡を取り、チラシ配布なども行う。町を越えて行うため周辺の理解が薄い。近隣との話し合いの呼びかけはない。

古くからえさを与え続け、近隣トラブルになっているケースが多く、時間をかけて苦情者・対象者と話しを積み重ねることが必要となる。

2 町会と個人・ボランティア団体による対策

- ① 保健所と相談し、町会組織と協議を行い、近隣との話し合いを実施、掲示板・回覧などで「地域猫対策」の啓発を行うが、町会役員がボランティアに対策を委託するような方式のため、町会での自主的な解決力が薄い。

- ② 保健所と相談し、町会組織と協議を行い、近隣との話し合いを実施、掲示板・回覧などで「地域猫対策」の啓発を行い、町会として、手術代金の一部負担や募金活動・フリーマーケットなどの場を提供するなど、関わりを密接にもち、町会内で担当者を決めて直接的な支援をする。

ケースによっては町会組織の中に「地域猫対策」班を位置づけ、環境部会・婦人部会の活動として展開する。町会として自主的な解決力を持つ。

- ③ 保健所と相談し、町会組織間で協議を行い、合同の話し合いを実施、掲示板・回覧などで「地域猫対策」の啓発を行い、町会として、募金活動などの場を提供するなど、関わりを密接にもち、町会同士を跨ぐ実行グループを決めるなどして活動する。

3 地区協議会と個人・ボランティア団体による対策

- ① 特別出張所管内の地区協議会が重点課題として「地域猫対策」に取り組むことを決め、町会役員、地域ボランティア、出張所職員、保健所、と相談しながら進める。地区協議会の構成員で「対策会議」の事務局体制を作り、定期的に会議を持ち、各地区の取り組み報告や協力体制を確認し対策を進めていく。

参加町会のイベントで「地域猫対策」の啓発ブースを設置したり、フリーマーケット等

で取り組みを広げている。フリーマーケットでの収益金を、地区の活動内容によって分配する。分配金は手術代金や譲渡費用などに当てられる。

啓発媒体としてチラシ、ポスター以外に地域コミュニティ誌の活用と、のぼり旗、実行者用啓発ベストを作成。毎日の活動時に着用する。

4 複数の町会にまたがる対策

- ① 狭い範囲に複数の町会が入り組んでいる場合、町会をまたいで地域ボランティア、町会役員と保健所が相談しながら進める。町会をまたいだ「対策会議」を作り定期的に会合をもち、実行していく。実行者は複数の町から参加し、猫の手術と譲渡・糞尿の清掃活動を行う。地域に対する呼びかけは、猫対策だけでなく、町の美化運動として、清掃日を決め、ポスターの掲示などで呼びかける。その結果、犬の飼い主や犬の糞尿で困っている人、猫の糞尿で迷惑している人、町をきれいにしたい人など幅の広い集まりができる。

手術費用などは、お店に置かれた募金箱や、バザー、イベントなどの売上金をあてる。町の環境美化活動との呼びかけのためか、一般的な[地域猫対策]の呼びかけに比べ、協力者・参加者が多い。

5 学生ボランティア団体による対策

- ① 早稲田大学学生による、ボランティアサークルの取り組み。大学に認知されているサークルのため、学内での活動が保証され、募金活動や啓発も独自に実施できる。最近は近隣町会との連携も図り学外への広がりを模索している。保健所とは随時協議を実施している。
- ② 都立山吹高校での部活として猫部を結成、地域猫対策活動を実施している。

6 都・国管理地での対策

- ① 都の管理施設における野良猫対策の取り組み。基本的には保健所が、地域ボランティアと相談し、町会・管理者を交えた3者で話し合いをして対策を進める。
- ② 国の管理地における野良猫対策の取り組み。基本的には保健所が、地域ボランティアと相談し、管理者を交えた3者で話し合いをして対策を進める。

7 企業との連携による対策

- ① 企業管理地における野良猫対策の取り組み。基本的には保健所が、地域ボランティアと相談し、町会組織と企業に働きかけを進める。

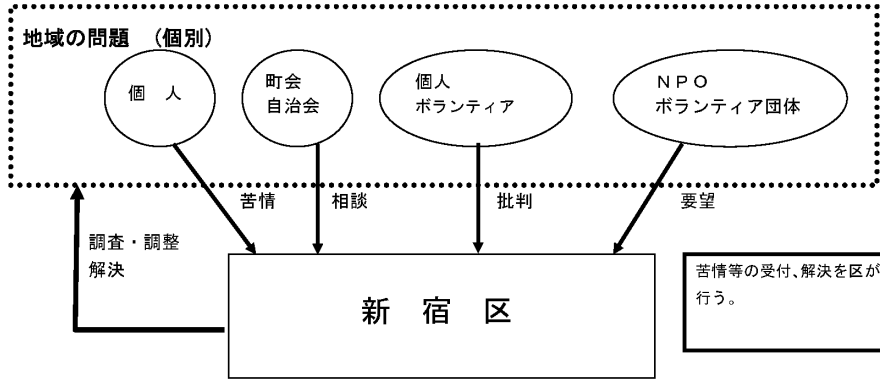
8 近隣区ボランティア団体との対策

- ① 区内外を行き来する野良猫対策の取り組み。基本的には保健所が、近隣区の地域ボランティアと相談し、町会に働きかけ（2-②と同様の方法で）進める。現在まで渋谷区動物愛護推進ネットワークと新宿区保健所が、協働して〇〇都営住宅での対策がある。
- ② 区界が複雑に入り組んでいる地域での取り組み、基本的には保健所が、地域ボランティアと相談し、新宿区の町会会議に他区の地域ボランティアを交えた話し合いをして対策を進め、新宿区の町会と協力して実施していく。
他区保健所に取り組みの報告及び情報提供を新宿区保健所が行う。
- ③ 繁華街で商店会などの協力も難しい場所で、近隣ボランティア(Cat Link)と商店主・従業員が保健所と連絡を取り、[地域猫対策]グループを結成して活動をする。
近隣に対して[地域猫対策]の呼びかけチラシの配布、手術・譲渡などを実施する。

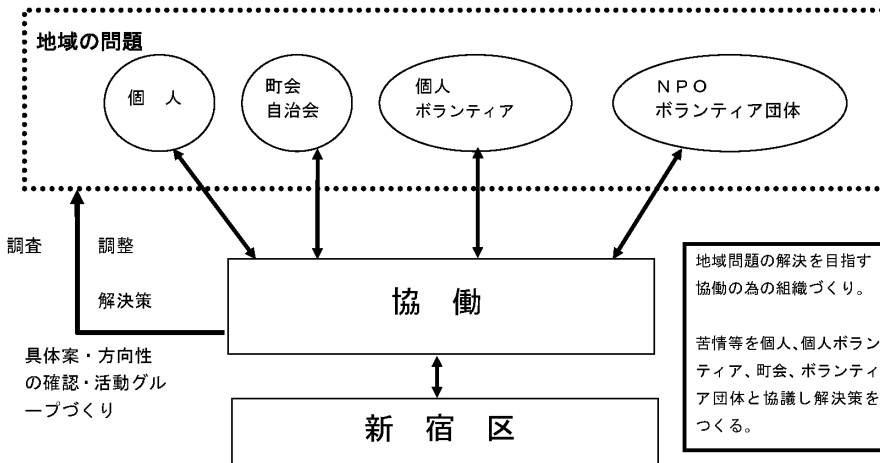
資料4

人と猫との調和のとれたまちづくり概念図

○従来の対応



○現在の対応



○連絡協議会

